

(表:選挙の種類と選挙権の要件)

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員	満18歳以上の日本国民
参議院議員	満18歳以上の日本国民
県知事	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上、県内の同一市町村に住所のある人 (引き続き3か月以上、県内の同一市町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き県内のほかの市町村に住所を有する人を含みます。)
県議会議員	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上、県内の同一市町村に住所のある人 (引き続き3か月以上、県内の同一市町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き県内のほかの市町村に住所を有する人を含みます。)
市長	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上、同一市町村に住所のある人
市議会議員	満18歳以上の日本国民 引き続き3か月以上、同一市町村に住所のある人